

月刊

東海財界

Monthly Report



SPC代表取締役 佐藤 広大
ハイクラス人材紹介が名古屋進出
東海地方の事業承継問題をメインに

西濃運輸取締役社長 小寺 康久
山積する課題に自社の強みを生かし
物流の枠を超えた総合窓口をめざす

日本弁理士会東海会会長 村瀬 裕昭
デジタル時代こそ知的財産を守る活動が重要
「農林水産知財の啓蒙活動もスタート」

「物価高騰」の事実もつやむや
大阪高裁が不当な逆転判決

映画「認知症と生きる」希望の処方箋公開
借入金城西病院の盲腸炎主治医にインタビュー

「ひまわり福祉会理事長 林照美さん
利用者もスタッフも生き生きと」
「自分を誇りに思える服を」
「KYODAI」のロゴに思いを込めて



東海学園大学・石川清新学長
「ともいきSDGSを教育理念に」

東海学園大学長
石川 清氏

名古屋の「新聞報」70周年記念号発行

メディア業界誌史上初 フルカラー16ページ

2023
6月号
(毎月25日発行)



片岡信恒弁護士 法律相談事務所



片岡 信恒（かたおか のぶつね）昭和55年片岡法律事務所を設立。40年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。
＜片岡法律事務所＞ 名古屋市中区丸の内2丁目19番25号MS桜通7、8階 ☎ 052-231-1706

【質問】 建築材料を建設会社などに販売している会社を営んでいます。A建設会社とはこれまで、500万円程度の取引を3回して、いずれも、約束通り代金の支払いをしてくれました。今回は、大きな建築現場で使う資材の注文を受けて、売掛金が3000万円となりました。ところが、「建築主が工事代金を払ってくれないので、売掛金の支払いを待ってほしい」と言われました。私は、社長が個人保証してくれることを条件に、待つことにしました。ところが支払期限がきても、支払われないので調べたところ、自宅に最近抵当権設定登記がなされていました。売掛金を回収するためにはどうしたら良いですか。

【回答】 ①まずA建設会社の資産状況と社長の自宅の権利関係、資産価値を確認する必要があります。そして急いで売掛金の請求をすべきです。相手方が誠意を持って、支払い方法を説明するなら交渉で回収することも可能かもしれません。しかし、難しいならすぐに弁護士へ委任し、法的手続きを取ってください。

②法的手続きとしては、民事訴訟を提起し判決をもらうことを目指します。判決に至る途中で、裁判所が間に入り和解手続き（話し合いによる解決）に進むことが多いと思います。相手方が支払っていきけるような確実性がある内容なら和解による解決もいいでしょう。この場合、和解調書を作成して終了します。和解調書は判決と同等の効力があり、これに基づいて強制執

行もできます。しかし、このような和解ができなければ、できるだけ早く判決をもらうべきです。

③本件のような事例の判決では、A建設会社と社長に対して金銭の支払いを命じ仮執行宣言が付けられます。この宣言が付けられると、すぐに、A建設会社及び社長の財産（不動産、預貯金や売掛金などの債権、自動車などの動産）を対象に民事執行法に基づき強制執行ができます。この場合、一番困るのは強制執行すべき対象となる財産が見つけれないことです。令和2年4月1日改正法では、①財産開示手続の見直し（財産開示手続について、出頭しなかったりした場合には、刑事罰が科され得ることになりました）②第三者からの情報取得手続（不動産に関する情報取得手続、給与債権に関する情報取得手続、預貯金債権に関する情報取得手続）が新設されました。

④本件では、社長の自宅不動産に抵当権設定登記がなされてしまったことが惜しまれます。早い段階で、保全手続を利用し自宅の仮差押えをして、その後の処分ができないようにしておくべきだったと思います。勿論、この不動産に、すぐに抵当権設定登記をしておく方が良かったのですが、仮差押えとは、相手方の財産を仮に差押えて、その後、第三者に売却したり、抵当権設定登記などの処分を止めることができます。後日、勝訴判決を得てから、その不動産を競売して回収を図ることが可能です。